



2024年6月7日  
中電不動産株式会社

## 名古屋市南区滝春町地内における土壤汚染物質の検出について

当社は、名古屋市南区滝春町地内の自社保有土地において事務所等新築工事に際し、土壤調査を実施した結果、一部の土地に指定基準（土壤汚染対策法）および土壤汚染等処理基準（名古屋市環境保全条例）に定められた基準値を超える砒素およびふっ素、鉛が検出されたことを確認いたしました。

このため当社は名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、名古屋市環境局 地域環境対策部 地域環境対策課へ調査の分析・評価結果を報告いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、関係法令等に基づき、名古屋市の指導に従い適正に対処してまいります。

### 記

- 対象土地  
名古屋市南区滝春町1番の一部、1番81の一部および1番82
- 土壤溶出量調査の結果

項目	基準越えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数/調査区画数
鉛及びその化合物	0.013~0.018mg/L	1.3~1.8倍	0.01 mg/L以下	2/124
砒素及びその化合物	0.011~0.044 mg/L	1.1~4.4倍	0.01 mg/L以下	8/124
ふっ素及びその化合物	0.95~2.3 mg/L	1.2~2.9倍	0.8 mg/L以下	11/124

※鉛、砒素、ふっ素以外の有害物質5項目についても調査を実施しておりますが、基準超過はありません。

※土壤溶出量は土壤に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※土壤含有量（土壤に含まれる汚染物質の量）調査においては、基準超過はありません。

以上

※本資料の配布先：電力研究会（名古屋）

別途、名古屋市から市政記者クラブにプレスリリースを実施しております

※中電不動産のホームページURL：<https://www.chudenfudosan.co.jp/>

本件に関する問い合わせ先：052-204-1383（担当：管理部 総務グループ）